

コロナで商売が窮地に！ 何としても生き抜くぞ！

民商では、この大変な中でも何としても生き残るために、「まず会員の状況を把握」する事。そのために「商売と暮らし、緊急アンケート」に取り組みつつ、電話や事務所で具体的な方向性を見つけ出しています。

●消費税が払えない！

刈谷税務署で「納税の猶予」の申請・相談をしました。コロナ関係での「猶予申請」だと最長1年間の猶予が可能で、「延滞税」は課税されません。

対応した職員は、「この新しい法案は今国会で審議中。近々成立の運びとなるでしょうから、再度お出かけ下さい」との事。

●毎月の返済がキツイ。当面、利息だけにしてほしい！

その方は毎月の返済が約12万円。「銀行に相談してみる」との事。銀行の担当者は前向きに話を聞いてくれて、新規の申し込みも含めて引き続き話し合いをすすめるそうです。

●「借り入れも考えてみる!」据え置き5年？

「家賃や給料の支払いが大変だ」と事務所に相談に来たのは、ラーメン屋とスナックのママ。「借りて返すのが不安だが、今を乗り切らないと・・・」「返済の据え置き5年という制度も検討したい。」との事。

その他、こんな時も遠慮なく相談下さい！

○従業員の休業補償は？

「雇用調整助成金」の制度を活用しましょう。下記の日程で説明会を開催します。

<緊急説明会のお知らせ>

どなたでも参加できます。お気軽にどうぞ。

日時 4月30日(木)午後1時半～3時

会場 民商事務所

講師 川合一成さん(社労士 名古屋港民商会長)

○事業資金の借入がしたい！

公的融資制度が拡充(日本政策金融公庫・愛知県信用保証協会)

無担保・無保証に加え、据置延長などの制度あり。

○愛知県の営業自粛要請、協力金は？

要請を受け入れ協力した対象事業所に50万円を支給するもの。既にスナックなどの会員が協力しています。注意したいのは、協力する意思表示のために「休業します」とか「時間短縮します」などの張り紙を大切に残しましょう。受付は5月中旬から6月中旬の予定。

会員の皆さんもご注意下さい！

民商事務所内での感染を完全に防ぐために

民商では役員・事務局で相談した結果、以下の様な体制をとることになりました。是非、協力下さい。

*相談や書類のやり取りは極力、電話・FAX・メールを活用します。

*必要があって事務所に来所する時は、必ず事前連絡をしましょう。

*業務時間を少し変更します。9時～5時を午前8時半～午後4時半とします。

*毎週金曜日を全休とします。

*休日と時間外は、民商の電話を仲島の携帯に「転送」させますので、安心してご連絡下さい。

*この変更は4/20の週より5月末までとします。

労働保険年度更新 期限内済ませましょう

今年も年度更新実務を行います。期日を守って、正しい年度更新を済ませましょう。何かご不明な点は、遠慮なくご連絡下さい。

提出期限:4月28日(火)

= 民商のゴールデンウィークの日程 =

基本的にカレンダー通りです